



## 明治十年代における米沢の貸座敷営業史料

原 島 陽 一

明治五年一〇月の、いわゆる「牛馬きりほどき令」によって、外見的な一新を試みた日本の売春制度が、実際には一向に変革されず、むしろ制度的には強化され量的には拡大しながら存続したことは周知のことである。その背景としては、資本主義経済の進展から家父長制的家族制度の整備、あるいは軍隊の駐在や一般的な生活の貧困、それをもたらす社会制度の不備など、政治・経済・社会の全般にわたる要因を挙げることができる。だが、その実態を究明するには、直接娼家の史料によって問題の所在を確かめる必要がある。

ここに取上げたのは、山形県米沢市の一貸座敷の史料である。現在のところ総点数は約七〇点を数えるもの<sup>(1)</sup>、内容的にはやゝまとまりを欠くことは否めない。しかし、明治一四年から一八年までの、明治遊廓史としては比較的早い時期に属する史料であるために、太政官の解放令の発布から、全国統一の取締を計った内務省による娼妓取締規則の公布（明治三三年一〇月）に至る間の、各府県毎に別個に取締を実施していた期間における具体的史料の事例として、若干の意義を有すると思われるので、所蔵史料の紹介をかねて、ここに報告することにしたものである<sup>(2)</sup>。

## 二

本論に入る前に、米沢における売春史について概述しておく。維新前の状況は、あまり明らかではない。むしろ近傍の赤湯の湯女が有名であり、米沢には遊女はなかったともいわれている<sup>(3)</sup>。しかし、明治五年四月の「米沢大町札ノ辻揭示」<sup>(4)</sup>に、「旧藩以来引続キ旅籠屋渡世ノ者ヲ除ノ外、芸妓酌人ノ類抱置」<sup>(5)</sup>くことを禁じているのを見ると、飯売旅籠屋の形態で売春宿が存在していたと推測できる。同年十月の「飯盛芸者規則」<sup>(6)</sup>に、飯盛旅籠屋に限って貸座敷営業を認めているのは、解放令の空文化を示すとともに、それ以前における類似営業の存在を裏付けている。

ともかくも、飯盛女を娼妓と呼び換えただけの貸座敷が、これによって成立することができた。同六年一二月の置賜県貸座敷規則<sup>(6)</sup>によれば、同県下において八ヶ町村の免許地が認められているが、前記赤湯が五軒以内と指定されているのに対し、米沢は軒数指定でなく「柳町中」となっており、市街の規模に依じて、この地方ではやはり最も大きかったことが確実である。ただ、当時の貸座敷数は不明である。翌七年における同県下の娼妓総数が一三三人であり、芸妓鑑札の二七人を加えても、このうちで米沢市内の貸座敷の占める割合は二、三割程度と推定されるので、数的にはそれほど大きかったともいえない。その後、同一四年一月現在には米沢市の貸座敷は総計二〇軒となり、仲間を組織するに至っている<sup>(7)</sup>。この間の同九年四月三日に柳町からの出火に際し遊女一名が焼死しているが、この火災が遊廓の消長に与へた影響なども未だ資料を見出してはいない。

大略以上のように進展して来た米沢の遊廓に、本稿で取上げた史料の貸座敷が登場する。店の名を東楼といい、場所は米沢市川井小路であった。明治六年に柳町中と指定されたものが、何故川井小路で営業できたか、その間に指定地の変更または増加が実施されたものか、あるいは前記の火災が原因するものか、詳細は不明である。しかし、その

場所での営業は東楼が始めたのでなく、以前からあった貸座敷を譲受けて、屋号を改めた上、明治十四年九月五日に開業したものであった。開業を前に、宣伝のために配ったと思われるチラシ広告は次の如くである。

広 告

生儀今般米沢川井小路×十番地元花月楼跡家屋敷借受、是迄之通貨座敷営業仕度存候、右ハ是迄諸彦の御愛顧ヲ蒙リ難有仕合奉存候、依而は来ル五日々開店三日之間、愈景差上一層勉強仕候間、愛顧の諸君不相変賑々敷御来車の程只管奉希望候也

明治十四年八月

米沢川井小路×十番地借住

× 田 × 七

これより前に営業権譲渡を受けるが、史料としては二等料理屋と十二等酒類受小売とについて譲渡人と譲受人とが連署して届出た書類 (No.262) である。これは同年八月一六日に届出て、同二六日に開届になっている。この時の譲渡証文がないので、譲渡金額などの東楼の店の規模は明確でない。抱え<sup>10</sup>寄留の娼妓数は七<sup>10</sup>八名と推定されるのでこの地方としては中級の上というところであろうか。右に推定した娼妓数は、基本的な帳簿や証文がないので、賦金通や玉高計算などを用いて人名を拾ったが、史料によって本名または源氏名が使用され、しかも両者の関係が不明なため正確とはいえないが、一五年には七人、一六年以後は八人を抱えていたことは間違いないと思う。このうち本名で出てくるもの一二人、源氏名一一人であるが、同一人と確認できるのは二人だけで、残りの一〇人と九つの源氏名の関係は不明である。本名の一二人についても、臨時の休業届に一度だけ出てくるものがあったりして、各人の詳細は不明の部分が多い。その中において、一二人のうち出身地の判明する四人中三人までが新潟県出身であるのは、米沢の地理的位置と関連するものか注目される。

なお、東楼には一五年五月頃から一七年五月まで芸妓鑑札の女が寄留している。もと東京は京橋区南金六町居住というから新橋芸者の住替えであるが、単に鑑札上の取扱いか、実質的に芸妓として営業したかは、契約条件が不明なのでわからない。一七年五月二三日付で廃業届を提出して立去っている。

前にも述べたように、娼妓の契約証あるいは貸借明細帳の類がないため、前借金額や年季あるいは売上高などの稼業の条件や実態について、その全貌を知ることが困難だが、残された史料によってその一部を考慮することにする。まず、営業申請の一例を挙げれば次の如くである。(M211)

娼妓営業ノ儀ニ付御鑑札御下渡ノ願

私儀

今般為活計南置賜郡川井小路町×拾×番地借住平民貸座敷営業×田×七方へ寄留ノ上娼妓営業仕度奉存候、尤モ御規則ノ条々堅ク相守御定額ノ賦金上納可仕候間、御鑑札御下渡被成下度此段奉願候也

山形県羽前国西村山郡常盤村拾×番地  
借住平民×××長女

明治十四年十一月一日

元治元年二月二×日生  
当計算十七年十ヶ月

右	実	父	×	×	×	×	Ⓣ
右	戸	主	×	田	×	七	Ⓣ
貸	座	敷	取	締	高	梨	莊太郎Ⓣ
川	井	小	路	戸	長	小	林 貞四郎Ⓣ

山形県令三島通庸殿代理

山形県大書記官深津無一殿

(以下朱書)  
書面之趣聞届候、仍而賦金之儀ハ所管郡役所へ上納可致事

但鑑札料トシテ金拾銭即納可致、且ツ寄留地戸長へも可届置事

明治十四年十一月一日回

明治一六年二月の願書(但し控本)では、前記の「尤モ……」以下が「依テ医師検査証戸籍写及寄留主トノ為取換契約書相添親族連署ヲ以テ此段奉願候也」(No211)と交<sup>(12)</sup>っている。但し両文ともに、後年の娼妓登録申請のような前借金<sup>(12)</sup>の記載はない。後者の例では寄留主との契約書が添付されることになっており、その中に前借金<sup>(12)</sup>の条項がないとはいえないが、明治一四年八月の為取換契約書の案文を見る限りでは前借金<sup>(12)</sup>文はなく、一六年現在もこれが踏襲されていたように思える。次にその案文を掲げる。(No264の13)

為取換契約書

貴殿儀、今般私方へ寄留ノ上娼妓営業被致候ニ付契約仕ル条件左ニ、

一座敷料トシテ揚代金之内拾八銭宛御渡シ可被成候事

一賄料トシテ一日ニ金拾銭宛請取可申事

但客方之振舞又ハ他ニ而喰事被致候節は此限ニアラス

一他江寄留換、若シクハ廃業被致候節は故障等決而申間敷事

一御成規ニ背キタル貸借ハ一切致間敷事

一何事ニ依ラス謂レナキ出費相掛ケ申間敷事

明治十年代における米沢の貸座敷営業史料(原島)

右契約候処相違無之候、為後日仍而如件

明治十四年八月二日

これを、同年一月改正の書式と比較すると、座敷料の一五銭が一八銭に、賄料の一八銭が一〇銭になっていることと、第二条に但書が追加されているほかは、すべて書式の通りである。このうち、座敷料と賄料の数字は恐らく誤写であるから、相異点は第二条の但書だけということになるが、これは書式よりも娼妓側に有利な条項である。このように、印刷された書式を適用していたとすれば、事例による差異はなかったと考えられるし、一六年一月に改正布達された「貸座敷心得」<sup>(13)</sup>「娼妓心得」<sup>(14)</sup>の内容をみても、この時点での契約書式の変更はなかったとしても差支えないと思う。

しからば、前借金の返済はどうなっていたかという点、これは別途に、揚代金で月賦返済する旨を明記した借金証文が残っている (No.264の1)。その文案は近世の身売証文とほとんど変らない。従って、本来は不可分であるところの借金と娼妓営業とを形式的に分離してあるに過ぎない。これを、解放令の影響とみるか、制度の未整備とみるかは速断しかねるが、直ちに前者による隠蔽策とはいいい切れないであろう。

娼妓の前借金は、各種の条件に左右され、金額の多寡が営業の難易を示すものではなく、また本文書では条件の不明なものが多いが、娼妓にとって前借金は重要な問題なので、一応金額だけを挙げると、一二五円、一四五円、二一六円、三一〇円が各一例となっている。

この前借金支払の方法を示す史料として次の如き預り証文がある (No.260の9)。

金円預り証書

一金式百拾六円也 但通用金札ニテ

前書之金円正ニ預リ申込相違無之候、御渡之義は山形県米沢川井小路第×十×番地×田×七宅ニテ御鑑札御下渡シ之上、速ニ前書之金円皆済御渡し可仕候、若其節渡方及遲滞候節ハ本人ハ勿論本人ニ身附四拾円之衣類共貴殿手附金拾円外方江御勝手ニ被成候テも一言ノ異乱申間敷候、為後日金円預リ証如件

(後略)

金額だけを決め、手附金をうって当人を同道したものである。証文が戻っていることからすれば、後金は決済されただけだが、必ずしも文面の如く「速ニ」渡されたとはいえない。別の例では、一四五円の預り金の内一五円を支払ったM女の後金を、八ヶ月後に兄が催促している。<sup>(15)</sup> 一般的には、支度金、旅費、開業までの滞在食費等が差引かれるといい、一方では遠方や病気を理由に事後の手続等は代理人に委任することが多く、(Matsuoほか) 実際の金の支払には表面に現われない問題があったと考えるべきであろう。

### 三

次に、東楼の経営に関する史料を取上げよう。その一は明治一五年八月一日から二八日に至る「入金扣」(Matsuo) である。各日毎に、昼夜の別・入金額・客人名を記入したもので、後日の精算分も入金日に記帳されている。従って、当日の遊客数または遊興売上を示すものではないが、他にこの種の史料がないのでこれを紹介すると、二八日間の入金総計は三三五円二三銭で、一日平均一二円となる。各日の入金高では、全く入金無しの日を除いて、最低二円六五銭、最高四〇円八〇銭である。この「入金扣」の客人名は、町名と姓を記すもののほか、×町桶屋・馬喰四人・角力・御吉人などと記されているが、人数は必ずしも正確でない。しかし、平均すると一人一回の出費は一円一円三〇銭位と推定される。中には七人で二円という例外もあるが、大体は上記の数字になる。この遊興費には、揚代金



のほかに飲食代などを含んでいる筈であるが、詳細は不明である。同月の玉代計算がないので、試みに他の史料から算出した玉代の推定月額を一一二円とすると、右の売上の三分の一になり、これでは飲食代の比率が高過ぎるよう思う。娼妓は稼げば稼ぐほど借金が増加するといわれ、貸座敷の経理は帳簿上でも不明な点が多い。まして断片史料からの推定では、却って誤りを生じ易いので、「入金扣」については、これ以上の穿鑿をやめておく。

遊客の人数を示す史料として、「遊客人名簿」(No.209)の明治一六年一月と二月の二ヶ月分が残っている。何れも半紙判の青色野紙に、住所・姓名のほか職業や身分(平民または士族)や年令を付記している場合がある。後年の印刷用紙に記入する形式はまだできていないため、<sup>(17)</sup>敵方娼妓の名もなければ、人名も誰某外〇人と省略したり、年令も屢々脱落しており、肌色や体形などの身体の特徴は全く記入されるに至っていない。この人名簿に記載されている遊客の住所別内訳を示せば別表のようになる(外〇人とあるのはほとんどが市内居住者の同伴なので市内に加え、全く住所を記入せぬもののみを不明としてある)。これによると、六七割が米沢市内、八割以上が県内となり、圧倒的に地元が多い。東樓の店格にもよるであろうが、地方遊廓の一面をも示すものである。<sup>(18)</sup>なお、県外は岩手・福島・宮城の東北三県のほか、茨城・新潟・東京である。序でながら、遊客帳の年令が信用できるものとは思えないが、一定の傾向はさぐれると思うので触れておくと、最年少は一六才、最高が五七才であった。二十代が全体の約半数を占めるが、二十代の前半と後半では優劣はなく、三十代から四十代前半までも意外に多い。因に、集計の結果では、二二才、二七才、三七才とするものが目立って多かった。それぞれの前後の年令が極端に少いことと合せて考えると、これは人間心理を伺わせて興

	総人数	米沢市内	山形県内	他府県	不明
11月	305	216	45	40	4
12月	306	194	68	44	0

味深いといえよう。

右の二種類の帳簿と断片的な玉数調のほかには、東樓の経営内容を伺う史料は見当たらないが、残された史料からこの問題に触れておこう。一体、東樓の開店に要した費用さえ明確でないが、家賃は月三〇円であった。前掲の「入金扣」の収入の約一割である。しかし、この家賃も遅滞がちであった。「入金扣」と同じ八月分の家賃は一〇月七日までに三分納され、一月分は四分納にして漸く一月中旬に清算している。もちろん、七、八人の娼妓の前借金を平均一五〇円としても約千円となるから、開店直後の資金繰りが容易でないことは想像がつく。しかも、この種の営業では資金調達は借入金に頼らねばならぬだろうから、その利子支払も負担となる。事実、本文書には開店直後の一四年一月から一七年二月に至る間に合計一四通の借金証書が残っている。その合計金額は一二〇二元八〇銭に達するが、このほかにも一六年一月現在で一六〇〇円の負債元本があり、また一七年二月には新たに六五〇円の貸付を受けており、負債総額はかなりの額に達したと思われる。

これらの返済に関しては、前記の一四通の借金証書は、何れも借金人の手に戻り、署名欄を切砕くなどしてあるから、この分については清算できたのであろう。しかし、最も早い時期の一四年一月に借入れた二三〇円の返済を示す「月賦揚帳」(No.224)は十回月賦の第七回分で領収記事が中絶し、あとは白紙のまま残っている。恐らくこのような借金残高を処理するために、新負債が次第に蓄んだものと解釈してよからう。もはや破局は眼前に迫って来た。

一七年四月、貸座敷の区域変更の通達を受けて移転の希望を申請しながら、それが実施されたと思われる一九年<sup>(19)</sup>を俟たずに、一八年六月には八人の娼妓が休業または寄留換の届書を提出している。多額の負債を処理し切れず、債権者にも見放されて、東樓は閉店に追込まれたのであろう。

## 四

明治一八年一〇月に、詐欺取材および委託金費消の罪名で楼主が告発した告訴状二通の案文 (No.222) を最後に、本文書の史料は終わっている。告訴状の被告は、前者が東楼の家主でもあり、借金の金主または保証人として屢々史料中に登場する人物であり、後者もまた嘗て借金を提供した男であった。両者ともに東楼の経営に密接な関係をもっていただけと思われる。しかも、残された借金証書はすべて返還されている。家賃三〇円の借屋は負債額に比して価値が低すぎる。負債の多くが、娼妓の寄留換によって、娼妓と新しい貸座敷業者へと転嫁されたのであるうか。閉店に追込まれた六月に寄留換した娼妓の一人が、右の告訴された兩人等四人から四四円を借用しているが、蔵替先と思しき山形シンセイロから四人様宛の書状に「よきところへまいり……うれしく……御安心下され」と礼を述べているのを、どう理解すべきであろうか。

なお、この後の米沢遊廓は、注(18)に記したように一九年に新しく大字福田に移転したあと、二二年には市内の貸座敷は七軒となり、大正末期には貸座敷九軒、娼妓五四人となっている。<sup>(21)</sup>

## 注

(1) この史料は、史料館が某故紙回収業者から購入した「置賜村山郡諸家文書」(文書記号S7X)の内の一つであるが、諸家の弁別は未だ精査していないので、若干の見落しがあるかも知れない。以下、特にことわらない限り史料の引用はすべて本文書による。また、照合のため引用史料には

整理番号を No.201 の如くに付したが、再整理の際にはこの番号に変更を来すことがあることをお断りしておく。なお、史料の性質上、関係者の人名、地番の一部を伏せた。合せてご諒解を願うものである。

(2) 東北地方における明治期の貸座敷を取上げたものとしては、田村昭「仙台花街繁昌記」(昭49)、佐藤清一郎「秋田

県の公娼制度について」(『秋田近代史研究』21所載)がある。何れも貸座敷史料を所蔵されている由で、今後の研究がまたれる。

(3) ナベと呼ばれたこの湯女の廃止については、杉原謙「葎戸太華翁」(明31)に詳しい。この影響で米沢には維新まで遊女の跡を見ず」と同書(六六頁)にある。

(4)(5)(6) 「置賜県史」「山形県史」資料編(1)

(7) 貸座敷仲間申合書(No. 202)。

(8) 「米沢市史」九八二頁。

(9) 現在七十六枚残っているが、すべて毛筆で書いたもので印刷ではない(No. 267)。

(10) 前注(7)の仲間連名が営業規模を示すとすれば、譲渡人は二〇人中の第八位である。

(11) やや年代は下るが、明治四五年刊「廓の花」によると山形遊廓では一六三人中で新潟県出身は一人である。

(12) この期の整備された営業願の例は、牧英正「近世日本の人身売買の系譜」(昭45)三五―三頁を参照。

(13)(14) 明治一五年丙第六十二号および第六十三号を以て通達したものを、一六年丙第八号および第九号を以て改正通達したものを、次にその全文を掲げておく。(No. 210)

貸座敷営業者心得

第壹条

遊客の二十四時間以上流連するか、或ハ挙動不審なるものと認

明治十年代における米沢の貸座敷営業史料(原島)

むるか、又ハ娼妓の密告を受けたるときハ、逃亡せざる様注意し置き、速かに警察官吏に密告すへし

第二条

娼妓をして其規則を了解せしむる様、懇篤教示すへし

第三条

娼妓をして病毒予防のため房室及び衾褥を清潔にし、且屢々入浴せしむる様注意すへし

第四条

娼妓をして本業の余暇に裁縫筆算等を学はしむる様注意すへし

第五条

娼妓妊娠或ハ月経閉止、又ハ疾病に罹りたるるときハ、速かに医員の診察を受けしむる様注意すへし

第六条

娼妓妊娠満六ヶ月以上又ハ伝染病及び微毒に罹りたるるときハ休業せしむる様注意すへし

娼妓心得

第一条

免許鑑札、微毒検査証及び寄留主の契約書等ハ紛失せざる様注意すへし

第二条

規則を了解し得るときハ寄留主に教示を乞ふへし

第三条

病毒予防のため屢々入浴し、身体を清潔にすへし

第四条

妊娠あるひハ月経閉止又ハ疾病に罹りたるときハ速に寄留主に  
告げ医員の診察を受くへし

第五条

月経中ハ營業を為すへからず

第六条

貸座敷主に於て苛酷の所為あるときハ直ちに警察官吏に届出へ  
し

第七条

客の式拾四時以上流連するか、或ハ其挙動不審なる者と認むる  
時は、速かに貸座敷主に密告すへし

第八条

廢業又ハ移転を妨ぐる者あるときハ警察官吏に届出へし

第九条

本業の余暇にハ裁縫筆算等を学ふことに心懸くへし

(15) この場合は、M女を連れて楼主が帰困した後、母親が家  
を出し、父親はこのために発狂し、そこへ母親が別の男とと  
もにまい戻り、父親は川へ投身したのを近所の人に救出さ  
れ、M女の弟は病氣中という家族の悲惨な情況から、三月  
一〇日には逆に送金の停止を依頼した特殊な背景がある。  
なお、M女の姓と、親および兄の姓とは違っており、この

とき満一五歳になったばかりのM女には複雑な家庭の事情  
があったことを伺わせる。

(16) 玉代は何本で計算し、一本は二〇銭あるいは三五銭と娼  
妓の等級によって同一でない。毎月異なる稼玉数を平均し  
た上、一本の代価も平均したから、この数字は極めて大略  
である。

(17) 大阪府では明治一四年七月の「席貸及娼妓營業取締規  
則」で「客名録」という帳簿に、客の着席退席の日時や相  
方娼妓名および費用金額計などを記入することを義務づけ  
ている(同年甲第百五拾号布達)。なお、遊客帳の印刷用  
紙の例は「近代民衆の記録 3 娼妓」に掲載されている  
「遊客馴染帳」の写真を参照。

(18) 漆畑弥一「駿府の花街」(『ふるさと百話』第三卷所収)  
によれば、静岡遊廓でも類似の傾向がみられる。

(19) 『米沢市史』四二五頁に次のようにある。

一九年某 松川沿岸大字福田の一部荊棘を剪つて新に遊廓を  
開く。是れ米沢集娼制度の始なり

(20) 「前掲廓の花」に新盛楼とあるものであろう。  
(21) 道家齊一郎「売春婦論考」(昭3)三一九頁。

〔付記〕

昨夏急逝した鎌田永吉君の机辺の整理を、同室の一人として  
手伝っているとき、ここに紹介した史料のほとんどが、彼の職

場の戸棚から出て来た。館員が書庫から史料を借出す時に記入する史料借出票によると、前年の昭和五〇年一月七日に借出している。この史料は昭和三七年度の購入であるから、彼が史料館に着任した年に当り、受入時の整理は同君が担当しているから、恐らく当人にとっては一種の思い出につながる史料であつたらう。その史料を、十数年を経て書庫から借り出したのは、どのような意途があつたであろうか。机辺の整理をした時には、他に借出していた史料はなかつた。生前、遊女宛の艶文のおかしさを話してくれたことがあつたが、それはもう数年も前のことであつて、内容の特殊性の故に整理時に受けた印象を何かの機会に洩らしたに過ぎないと思つていた。いまとなれば、その時もっとよく聴いておけばよかつたと思うが、アトの祭りである。俗にいう守備範囲の広い同君のことだから、優れた着想をもって興味深く意義のある結論を引き出したことと思うが、周辺には史料のはかに素稿らしいものも見当らなかつた。しかし、同君が最後に関心を寄せていた史料の一つを披露しておき度いと思ひ、不遜ながらわたくしなりに整理して紹介したものである。現地を訪ねる暇もなく、蒼惶の間にまとめたため意に満たないものとなり、彼の意途からも程遠い結果に終つたことと思うが、やさしい心根の鎌田君は、微笑んでこれを許してくれるものと信ずる。

(七七年一月稿)